

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年3月11日～2021年3月17日)

令和3年(2021年)3月19日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>保健副大臣によるアストラゼネカ社製ワクチンの接種継続に関する発言                      反汚職庁による PKN Orlen 社社長の財産調査                      ポーランド全土における規制措置の再強化                      駐ベラルーシ・ポーランド外交官の追放を巡るポーランド・ベラルーシ間の応酬                      欧州司法裁判所に対する法の支配コンディショナリティに関する無効の訴えの提起                      欧州議会における「LGBTIQフリーダム・ゾーン」に関する宣言の採択                      ポーランドと米国との防衛協力                      米空軍B-1B爆撃機、ポーランドに初着陸                      ポーランド軍、必要に応じて今後もモジュール病院を開設                      ポーランド軍による、新型コロナウイルス感染症対策支援                      ラウ外相と駐ポーランド EU 加盟国大使との意見交換の実施                      欧州議会におけるポーランドの法の支配に関する議論                      モラヴィエツキ首相とマクロン仏大統領との会談</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「x 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p><b>治安等</b></p> <p>ペルソナ・ノン・グラータ認定されたロシア外交官は防疫措置に違反                      憲法法廷の判決以降、教会に対する襲撃が増加しているとの報道                      2020年にポーランドで起きたサイバー犯罪は約55,000件との報道                      内部監査の結果、250名以上の警察官が規則に違反</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>与党「法と正義」(PiS)、新たな社会経済プログラム「ニューディール」の基礎となる10のスローガンを発表                      2月の物価動向                      フィッチによるポーランドのGDP成長率予測                      原子力発電所建設関連動向                      米WH社ポーランドエネルギー戦略目標達成を支援                      グーグル・ポーランドで技術チーム新設                      国営石油会社 PKN Orlen によるロシアとの石油供給に関する契約                      水素列車関連動向</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)                      文化行事・大使館関連行事</p>								

在ポーランド日本国大使館  
ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

## 政治

## 内政

### 保健副大臣によるアストラゼネカ社製ワクチンの接種継続に関する発言【12日】

12日、クラスカ保健副大臣は、複数の欧州諸国が血栓の生じる副作用事例を理由にアストラゼネカ社製ワクチンの接種中断を発表したことを受け、ワクチン接種による利益は潜在的な接種後の副作用よりはるかに大きいと述べ、ポーランドでは同社製ワクチンの接種中止は行わない方針を示した。

### 反汚職庁による PKN Orlen 社社長の財産調査【16日】

16日、反汚職庁(CBA)は、国営石油会社 PKN Orlen 社のオバイテク社長の財産調査及び資産報告書の確認を行うと発表した。オバイテク社長は、26日付ヴィボルチャ紙が掲載した同社長の政治疑惑に関する記事を受け、代理人を通じて反汚職庁に調査

の実施を要請していた。

### ポーランド全土における規制措置の再強化【17日】

17日、ニージェルスキ保健大臣は記者会見を開き、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の第3波がポーランド全土で急速に拡大しており、先週と比べて新規感染者数は38%、死亡者は25%増加していると述べた。また、この急速な感染拡大の主要因は英国型変異株であり、新規感染者全体の52%を同変異株が占めていると指摘した。同大臣は、このような状況を受け、イースター期間を含む3月20日~4月9日まで、商業施設、文化施設及びスポーツ施設の閉鎖、教育機関の全授業のリモート化といった規制措置の再強化をポーランド全土で実施すると発表した。

## 外交・安全保障

### 駐ベラルーシ・ポーランド外交官の追放を巡るポーランド・ベラルーシ間の応酬【9日~12日】

9日、ベラルーシ外務省は、2月28日に行われた「迫害された兵士たちの日」の記念行事に参加したことを理由として、在ブレスト・ポーランド総領事館の外交官を追放した。同行事は、戦後の共産主義政権に対する地下パルチザン組織を記念するためのもので、ベラルーシ政府は、同組織の一部がベラルーシ市民を殺害したと非難していた。

10日、ポーランド外務省は、これに対する報復措置として在ワルシャワ・ベラルーシ大使館の外交官の追放を決定した。プシダチ外務次官は、ベラルーシ当局の決定は、同国の利益に資するものではなく、両国関係に悪影響を与えるものであると非難した。

11日、ベラルーシ外務省は、新たに在グロドノ・ポーランド総領事館の総領事及び領事の追放を決定した。同省は、ベラルーシ当局の合法かつ正当な決定に対する非対称的で破壊的なポーランド政府の過剰な対応が理由であるとした。

これに対して、12日、ポーランド外務省は、在ビャウストク・ベラルーシ総領事館の総領事及び在ワルシャワ・ベラルーシ大使館の領事の追放を決定した。プシダチ外務次官は、同決定について、ベラルーシ当局によるポーランド外交官に対する非友好的な対応の継続を考慮した上での相互主義原則の一環であると説明した。

### 欧州司法裁判所に対する法の支配コンディショナリティに関する無効の訴えの提起【11日】

11日、ポーランド政府は、欧州司法裁判所に対し、昨年12月に欧州理事会において合意された法の支配コンディショナリティに関する無効の訴えを提起し、同規則がEU条約に適合していないことを主張した。政府は、EUには「法の支配」の概念を定義する法的権限も法の支配の尊重について評価する基準を設定する法的権限も有しないと主張した。また、EU加盟国の法の支配を尊重する義務は法的規定として明確にされておらず、その義務の遵守に対する評価をEU予算の支出の条件とすることはできないと強調した上で、同規則は、法的正確性の原則及びEU加盟国を平等に扱うという原則に違反すると主張した。さらに、政府は、EU加盟国の法の支配の遵守は、条約の基礎によって及び条約によって確立した手続に従ってのみ評価されるものであり、同規則の採択は、条約上規定されていない新たな法の支配の遵守の評価手続を確立させることにより、条約上の手続を回避するものであると主張した。政府は、同規則は、その規定の正確性を欠くために政治化及び裁量的な解釈のおそれがあり、裁量による法適用は深刻な危険を生み出すと指摘した。

### 欧州議会における「LGBTIQフリーダム・ゾーン」に関する宣言の採択【11日】

11日、欧州議会は、EUを「LGBTIQフリーダム・ゾーン」として宣言する決議を、賛成492、反対141、棄権46で採択した。同決議は、EU加盟国における性的少数者の権利の侵害に注意を向けるものであったが、主たる動機はポーランドにおける100超の自治体がLGBTの「イデオロギー」を受け入れないとして宣言している、いわゆる「LGBTフリーゾーン」に反対することであった。同決議は、「LGTBフリーゾーン」について、ポーランドにおいて深刻化するLGTBIQコミュニティに対する差別や攻撃の広い文脈で一部であると非難した。また、同決議は、全てのEU加盟国は、国際法及びEU条約上、基本的価値を保護及び尊重する義務があり、不平等との戦いはEUの共通の責任であると強調した。さらに、同決議は、欧州委員会に対し、LGBTの権利侵害に対してEU条約の違反手続を含む断固とした措置を取ることを求めた。

#### ポーランドと米国との防衛協力【12日】

12日、アリュー駐ポーランド臨時代理大使がジェチポスポリタ紙のインタビューに答え、ポーランドと米国の間で締結された在ポーランド米軍のプレゼンスを増加させる強化防衛協力合意は継続して進められると述べた。また、在ポーランド米軍のプレゼンス強化と在独米軍の撤退提案とは別の問題であることを明らかにした。同紙は、在独米軍の移駐について、バイデン米国大統領の発言のとおり、海外展開する米軍の再評価作業の完了を待つことになるが、今年の中盤までには同作業は完了するはずであり、ローテーション展開する在ポーランド米軍も同作業が完了するまで展開の態勢は維持されることとなると評価している。最後に同臨時代理大使は、バイデン大統領はポーランドがNATO東方地域において重要な同盟国であり続けることを理解していると強調した。

#### 米空軍B-1B爆撃機、ポーランドに初着陸【12日】

12日、核兵器搭載可能なB-1B米空軍戦略爆撃機が燃料補給のため、ヴィエルコ・ポルスキエ県ポヴィツに着陸した。同機のポーランド着陸は初であり、ポーランド空軍のF-16戦闘機にエスコートされ、バルト海上空を飛行した。同燃料補給は、遠方から作戦行動を行い迅速に展開するための爆撃機の能力を向上させる演習「Agile Combat Employment」の一環で行われた。

#### ポーランド軍、必要に応じて今後もモジュール病院を開設【15日】

15日、ブワシュチャク国防相は、オケンチェ基地でのモジュール病院の開設に続き、必要性があれば、軍の健康サービスは次のモジュール病院を開設できる用意があると述べた。13日、先般オケンチェ基地に開設したモジュール病院に最初の患者を受け入

れた。2月下旬には、ワルシャワ市シャセルフに所在する軍事衛生機関の地域に開設された、最大250名の患者を受け入れることのできるモジュール病院がオープンしている。

#### ポーランド軍による、新型コロナウイルス感染症対策支援【16日】

16日、ブワシュチャク国防相は下院において、ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症対策支援に関して発言した。同国防相は、軍が同感染症対策に関して十分な能力を持ち、ワクチンの輸送にも従事できるとして、現在毎日1,000名以上の兵士が、軍及び民間の病院においてワクチンプロセスを支援しており、これまでに36の軍事医療施設を開設したと述べた。また、領域防衛軍兵士についても、支援プロセスに登録した1,000名以上の高齢者に対して輸送などの支援を行っており、併せて演習等にも参加して、能力の向上を図っていると述べた。

#### ラウ外相と駐ポーランド EU 加盟国大使との意見交換の実施【16日】

16日、ラウ外相は、駐ポーランドEU加盟国大使との会合に参加した。同会合は、半年ごとに定期的に開催されているもので、今回は本年上半期のEU議長国であるポルトガル大使の主催によりビデオ会合形式で開催された。外相らは、ポルトガルのEU議長国としてのプライオリティやポーランドの対欧州政策について議論した。

ラウ外相は、冒頭発言において、EUの東方政策について言及し、EUの東方のパートナーの経済発展、安全保障、レジリエンスの増強のため東方パートナーシップへのコミットメントの継続の必要性を強調した。また、同外相は、ロシアの攻撃的な政策について、適切な対応を取ることがEUの将来のグローバルな役割を形作る上で重要な要素であると述べた。同外相は、ベラルーシ情勢、ウクライナ情勢、EUと米国及び中国との関係についても言及した。

#### 欧州議会におけるポーランドの法の支配に関する議論【17日】

17日、欧州議会の市民の自由・司法・内務委員会(LIBE)は、ポーランドの司法制度に関する討議を行い、憲法法廷の機能と判決の合法性、最高裁判事の定年退職制度、最高裁判所規律部の構成及び機能、新しく選出された全国裁判所評議会等について議論した。レンデルス欧州委員(司法担当)は、ポーランドにおける検察官の状況や最高裁判所長官の公平性の欠如に対して懸念を表明し、欧州委員会は、EU条約の保護者としての義務を深刻に捉え、ポーランドの法の支配の問題に対してあらゆる手段を利用して対応する決意であると強調した。

モラヴィエツキ首相とマクロン仏大統領との会談【17日】

17日、パリを訪問したモラヴィエツキ首相は、マクロン仏大統領と首脳会談を実施し、新型コロナワクチン、共通市場及び二国間協力について議論した。

両首脳は、EUにおいてワクチンが生産されなければならない、欧州におけるワクチン生産能力の拡大が市民の安全のために必要不可欠であるとの認識で一致した。また、両首脳は、欧州委員会に対して、ワクチン調達に関する契約を最大限かつ効果的に履行することを求めることで合意した。また、両首脳は、両国の経済協力の発展の展望を含む二国間関係についても議論し、ポーランドの原子力プログラムの発展及び新中央空港及び高速鉄道を含むインフラ投資における協力の可能性について言及した。

また、両首脳はエネルギー及び気候政策についても議論した。モラヴィエツキ首相は、EU加盟国の経

済的競争力の維持、移行に向けた努力と費用の公正な分配、社会の貧困層に対する追加的な負担の回避の重要性について指摘した。また、同首相は、ポーランドは、脱炭素化分野で非常に大きな進展を遂げたが、一方で、歴史的経緯のために依然として西欧諸国と同様のエネルギー転換の段階にはないと強調した。マクロン大統領は、ポーランドの状況について理解を示し、自身も炭鉱が重要な地域の出身であることを強調した。

さらに、モラヴィエツキ首相は、仏最大の経営者団体の代表と会合を実施した。同会合には、エネルギー、インフラ及びITセクターを含むポーランドへの投資に関心を有する企業が参加し、大規模な追加投資の一部が最終的に合意された。同首相は、仏からの投資はポーランドに新たな雇用を生み、コロナ後の経済の支援となると述べた。

## 治 安 等

ペルソナ・ノン・グラータ認定されたロシア外交官は防疫措置に違反【10日】

各種報道は、2月8日にペルソナ・ノン・グラータに認定された在ポズナン・ロシア連邦総領事館のロシア外交官について、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された後も当地の防疫措置を遵守していなかったなどと報じた。報道によると、同外交官は、本年1月21日に受けた同感染症の検査で陽性反応が出たにもかかわらず、当地の規則で定められた自主隔離措置を適切に履行せず、同総領事館の敷地や同外交官の妻が入院していたポズナン所在の病院に出入りしていたとのことである。本件について、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、同外交官が当地における更なる感染拡大の脅威を増大させる多くの活動を行ったとして、そうした行動により他者への感染や新たな感染につながった可能性がある旨と指摘した。

憲法法廷の判決以降、教会に対する襲撃が増加しているとの報道【10日】

報道機関「TVP INFO」は、憲法法廷が胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶を違憲であると判決した昨年10月22日以降、教会などを毀損する事案が増加しているなどと報じた。同社は、ある記者の国家警察本部に対する取材内容を引用して、昨年10月25日から本年3月2日までの間、合計152件の教会に対する襲撃があったとした。内訳としては、58件が財産に対する損害、39件が信仰への侮辱、29件がモニュメントの破壊、13件が教会事業への妨害、13件がモニュメントや礼拝施設への侮辱であったとのことである。その上で、重要なことは、こうした数字は報告された事案のみを記録したものであり、実際にはより多くの事案が発生している可能性

がある旨指摘した。

2020年にポーランドで起きたサイバー犯罪は約55,000件との報道【12日】

12日、ジェチポスポリタ紙は、2020年にサイバー犯罪により世界経済が被った経済的損失は1兆ドルを超えるという情報通信会社の試算を引用した上で、同年中にポーランドで発生したサイバー犯罪は約55,000件に上ると報じた。警察が発表したサイバー犯罪にかかる統計などによると、2016年には35,000件に満たなかった同犯罪の件数が、2019年には52,000件を超えるなど急激に増加したという。同紙は、専門家の意見を紹介する中で、法執行機関による摘発率の低さやサイバー犯罪の洗練化に触れ、同犯罪を効果的に摘発し犯罪者集団を捕らえるためには、公的機関と民間機関による幅広い協力が必要であると指摘した。

内部監査の結果、250名以上の警察官が規則に違反【17日】

ジェチポスポリタ紙は、国家警察本部内務局(Biuro Spraw Wewnętrznych Policji: BSWP)が作成した内部監査に関する報告書の内容として、2020年に汚職や職業上知り得た秘密の流出といった違反を犯した警察官が合計269名いたことを明らかにした。交通部局においては、最も多い183件の違反が確認され、違反切符と引き替えに金銭を要求するなど公権力を悪用するケースが見られたという。また、職業上の秘密を漏えいさせた件数は123件であったという。また、規則違反が確認された地域として多かったのは、ワルシャワ首都警察とヴィエルコ・ポルスキエ県警察であったという。

## 経 済

## 経済政策

与党「法と正義」(PiS)、新たな社会経済プログラム「ニューディール」の基礎となる10のスローガンを発表【13日】

13日、与党「法と正義」(PiS)は、政府の新たな社会経済プログラム「ニューディール」の基礎となる10の主要スローガンを発表した。同プログラムは幅広い分野を対象としており、PiSが発表した10のスローガンは、既に発表された事業内容に沿って、(1)保健計画、(2)公正な労働一適正賃金、(3)発展の10年、(4)家族・家庭を生活の中心に、(5)ポーランドー我々の国土、(6)次世代に優しい学校と文化、(7)良好なビジネス環境、(8)クリーン・エネルギー・クリーン・エアー、(9)サイ

バー・ポーランド2025、(10)人生の黄金の秋となっている(注:今年1月末の報道では、「ニューディール」は16分野をカバーしており、保健、雇用、投資、住宅、家族、企業、教育、若者、気候変動、環境・エネルギー、デジタル化、高齢者、農業、文化、公共財政、同感染症からの復興が含まれる予定と報じられていた)。カチンスキPiS党首は、過去数年にわたり我々はポーランドにとって良い計画を有していることを証明し、有言実行してきたと述べた。また、モラヴィエツキ首相は、新型コロナウイルス感染症による苦境に言及し、「ニューディール」は、同感染症からの早期復興と未来を守る計画であると述べた。詳細は20日に発表される予定である。

## マクロ経済動向・統計

2月の物価動向【15-16日】

中央統計局(GUS)によれば、2月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比2.4%増、対前月比0.5%増となった。サービス価格は対前年同月比7.0%増、商品価格は対前年同月比1.1%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた2月のコア・インフレ率は対前年同月比3.7%増、対前月比0.4%増となった。

から4.1%に予測を引き上げ、2022年については前回予測の5.1%から4.7%に予測を引き下げた。フィッチは、個人消費が引き続き抑制的となることから、経済復興は2021年第2四半期以降になるとの見通しを示しつつも、製造部門と建設部門は底堅く推移すると予測する。また、フィッチは2022年末までにポーランド中央銀行が政策金利を現在の0.1%から0.3%に引き上げると予測した他、物価上昇率については、2021年は2.5%、2022年は3.5%になるとの見通しを示した。

フィッチによるポーランドのGDP成長率予測【17日】

格付け機関フィッチは、ポーランドの2021年のGDP成長率予測について、前回発表時の3.3%から

## ポーランド産業動向

原子力発電所建設関連動向【15日】

ポーランド中央銀行のグラピンスキ総裁は、同銀行はポーランド初の原子力発電所の建設に必要な資金のうち、51%の資金を獲得できるよう、ポーランド政府を支援すると述べた。さらに同総裁は残りの49%は米国によって賄われるだろうと述べた。

米ウェスチングハウス・エレクトリック(WH)社は、ナイススキ戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員等との会談を受け、ポーランドにおける原子力技術への投資の意向を発表した。当該会議は、2020年10月に米国との間で締結された政府間協力協定によるものである。同社が、ポーランドの原子力発電所建設のパートナーに選ばれた場合、ポーランドで2,000人以上の雇用を創出する原子力エネルギーのサプライチェーンを構築・開発するとしている。

米WH社ポーランドエネルギー戦略目標達成を支援【16日】

## エネルギー・環境

グーグル・ポーランドで技術チーム新設【12日】

グーグルは、ヨーロッパの大手顧客に対しグーグルのクラウド・コンピューティング・サービスを導入するための技術チームをヴロツワフのオフィスに創設すると発表した。同社は、ヴロツワフを選んだ理由として、大学の基盤が充実していること、ヴロ

ツワフの大学を卒業した優秀な多言語のエンジニアや技術者が多数いることを挙げた。

国営石油会社 PKN Orlen によるロシアとの石油供給に関する契約【16日】

ポーランド国営石油企業 PKN Orlen は、ロシアの国営石油企業ロスネフチと石油供給に関する2年間の契約を締結した。従来の契約では、年間の取引量は540万トンから660万トンであったが、今回の契約では360万トンとなっている。今回の契約量の削減は、PKN Orlen が行っている同社グループの製油所や地域への燃料の安定供給に影響を与えないとしている。さらに同社のオバイテクCEOは、同社は世界中の燃料供給者と契約を結んでいると述べた。同社の製油所は、ロシアやサウジアラビアからの燃料供給について長期契約を締結しており、アンゴラ、ナイジェリア、北海地域からの燃料供給について、スポット契約を締結している。

なお、同社は今月上旬に米国のエクソンモービル社との年間100万トンの石油供給に関する契約を締結している。

#### 水素列車関連動向【17日】

ポーランドの車両メーカーPESAは、ポーランド初の水素列車の技術開発を行おうとしている。同社のズドジラスキCEOは、水素電列車を今年9月にグダンスクで開催される「Trako fair」(国際鉄道フェア)において提示したいと述べた。なお、同社は2025年までに水素旅客列車の提供を目指している。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日から4月9日までの間、ポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間（当面の間、入館を見合わせ中）

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### 【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

（新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。）

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

### 【休止】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

（新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。）

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

### 【予定】 ポフシン植物園の日本月間【3月27日(土)～5月3日(月)】

ワルシャワにて、ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター主催による『ポフシン植物園の日本月間』が開催されます。様々な写真及びイラスト展などが予定されています。

主催：ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター

場所：ポフシン植物園、ul. Prawdziwka 2

詳細：<https://www.ogrod-powsin.pl/>

### 【予定】 参議院議員補欠選挙・再選挙に伴う在外選挙の実施【4月10日(土)】

参議院長野県選出議員の補欠選挙及び参議院広島県選出議員の再選挙に伴う在外選挙が実施されます。本選挙においては、長野県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方、または広島県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方が投票することができます。投票方法としては、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のいずれかを選択して投票することができ、在外公館投票は4月10日(土)午前9時30分から午後5時まで当館において実施される予定です。なお、衆議院北海道第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙については、同区の有権者がいないため、

当館では在外公館投票を実施いたしません。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160048.pdf>(参議院議員補欠選挙・再選挙)

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160044.pdf>(衆議院議員補欠選挙)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([news@mail@wr.mofa.go.jp](mailto:news@mail@wr.mofa.go.jp))